

定 款

1935年5月1日	制 定
1968年11月28日	改 正
1970年1月1日	改 正
1970年11月28日	改 正
1972年11月29日	改 正
1975年5月30日	改 正
1977年6月29日	改 正
1981年6月26日	改 正
1982年6月29日	改 正
1987年6月26日	改 正
1991年6月27日	改 正
1994年6月29日	改 正
1998年6月26日	改 正
2000年6月29日	改 正
2002年6月27日	改 正
2003年6月25日	改 正
2004年6月24日	改 正
2005年6月23日	改 正
2006年6月22日	改 正
2008年6月24日	改 正
2009年6月23日	改 正
2015年6月23日	改 正
2016年6月23日	改 正
2017年6月20日	改 正
2020年6月29日	改 正

シャープ株式会社

第 1 章 総則

(商 号)

第 1 条 当社は、シャープ株式会社と称する。英文で Sharp Corporation と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社の本店を堺市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 通信機械器具の製造及び販売
2. 電気機械器具の製造及び販売
3. 電子応用機械器具の製造及び販売
4. 医療機械器具の製造及び販売
5. 計量機械器具の製造及び販売
6. 空調・厨房等ビル、住宅関連設備機器の製造及び販売
7. その他機械器具の製造及び販売
8. 液晶表示装置その他の表示装置、半導体素子、太陽電池その他前各号の各種機械器具に付帯関連する装置又は部品の製造及び販売
9. 前各号の機械器具等の設置又はその製造設備に関する工事及び一般建設工事の設計・施工並びに請負の業務
10. ソフトウェアの作成及び販売
11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務並びに古物の売買
12. 発電並びに電気の供給及び売買に関する業務
13. 食品の製造、加工、輸出入及び販売
14. 化学製品の製造及び販売
15. 前各号に関連するエンジニアリング事業
16. 電気通信事業並びに情報通信サービス、情報処理サービス及び情報提供サービス業務
17. 信用保証、金銭の貸付及びファクタリング業務
18. 生命保険の募集及び損害保険代理業務
19. 金融商品取引に関する業務
20. 一般旅行業務
21. 労働者派遣業務
22. 前各号に付帯関連する一切の事業及び業務

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10億株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

- | | |
|--------|------------|
| 普通株式 | 10億株 |
| C種種類株式 | 113万6,363株 |

(C種種類株式)

第 6 条の 2 当社の発行するC種種類株式の内容は、次項から第 8 項までに定めるものとする。

②剰余金の配当

当社は、ある事業年度に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主(以下、「C種種類株主」という。)又はC種種類株式の登録株式質権者(C種種類株主と併せて以下、「C種種類株主等」という。)に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)と同順位で、C種種類株式 1株につき、普通株式 1株当たりの配当金に第 5 項第 2 号に定める取得比率を乗じた額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりC種種類株式 1株当たりに支払われる金銭を、以下、「C種種類配当金」という。)を行う。なお、C種種類配当金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に 1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

③残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、C種種類株式1株当たりにつき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額に第5項第2号に定める取得比率を乗じた額の金銭による残余財産の分配(かかる分配によりC種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「C種残余財産分配金」という。)を行う。なお、C種残余財産分配金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

④議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会及びC種種類株主を構成員とする種類株主総会において、議決権を有しない。

⑤普通株式を対価とする取得条項

1. 当社は、2017年7月1日以降、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、C種種類株式1株当たりにつき、第2号に定める取得比率を乗じた数の普通株式を交付するのと引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。なお、C種種類株式の一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきC種種類株式を決定する。
2. C種種類株式の取得比率は100とする。

⑥譲渡制限

C種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

⑦株式の併合又は分割、株式無償割当て等

1. 当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、C種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。
2. 当社は、株式無償割当て又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。)無償割当てを行うときは、C種種類株主に対し、C種種類株式の株式無償割当て又はC種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、普通株式を有する株主に対して行う普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てと、それぞれ同時に同一の割合(新株予約権における行使の目的たる株式数を同一にすることを含む。)で行う。
3. 当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行(自己株式の処分を含む。)又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行(自己新株予約権の処分を含む。)を行うときは、C種種類株主に対し、C種種類株式又はC種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、普通株式を有する株主に対して与える普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利と、それぞれ同時に同一の割合(新株予約権における行使の目的たる株式数を同一にすることを含む。)で、実質的に公平な払込金額又は新株予約権の行使に際して出資される財産の価額により与える。
4. 前各号に定める場合を除き、当社は、C種種類株式について株式の分割若しくは併合又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てを行わず、また、C種種類株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

⑧自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

(新株予約権に係る総数引受契約の承認)

第6条の3 新株予約権に係る総数引受契約に関する会社法第244条第3項の承認は、取締役会の決議又は取締役会が指名した者の決定により行うものとする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、C種種類株式の単元株式数は、1株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い、手数料及び株主の権利行使に関する手続については、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の議長)

第 13 条 株主総会の議長は、取締役会が指名した者がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第 16 条の 2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。

②第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会について準用する。

③第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び業務執行取締役)

第 19 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から業務執行を行う取締役を選定することができる。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期（監査等委員である取締役を除く。）は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第 21 条 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 22 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②当社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定める。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除等)

第 26 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第 27 条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 28 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 30 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 31 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 32 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 34 条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。

②前項の規定によるもののほか、当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。

③前項の規定による剰余金の配当の基準日は、次の各号のとおりとする。

1. 毎年3月31日
2. 毎年9月30日
3. 当社が別に定める日

(中間配当)

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下、「中間配当」という。）を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 36 条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

附則

(監査役の責任免除等に関する経過措置)

第123期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第35条第1項及び第2項の定めるところによる。